

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【公開番号】特開2011-140504(P2011-140504A)

【公開日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2011-45953(P2011-45953)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 P	31/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	9/70	4 0 1
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 P	31/10	
A 6 1 P	17/00	

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月8日(2011.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持体と、該支持体の少なくとも片面上に配置された粘着剤層とからなる爪用貼付剤の製造方法であって、前記粘着剤層の全質量基準で15～50質量%のテルビナフィン及び/又はその薬理学的に許容できる塩と、酢酸ナトリウム及び/又はソルビタンモノラウレートとを混合した後、粘着基剤と混合することを含む、前記製造方法。

【請求項2】

テルビナフィン及び/又はその薬理学的に許容できる塩と、酢酸ナトリウム及び/又はソルビタンモノラウレートとを混合する際に、さらに可塑剤を混合する、請求項1に記載の製造方法。

【請求項3】

前記粘着基剤がアクリル系粘着剤からなる、請求項1または2に記載の製造方法。

【請求項4】

前記アクリル系粘着剤が水酸基又はカルボン酸基を有するアクリル系重合体である、請求項3に記載の製造方法。

【請求項5】

酢酸ナトリウムを、前記粘着剤層の全質量基準で0.5～30質量%混合する、請求項1～4のいずれか一項に記載の製造方法。

**【請求項 6】**

前記テルビナфинの薬理学的に許容できる塩が塩酸テルビナфинである、請求項1～5のいずれか一項に記載の製造方法。